地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所における

大阪府情報公開条例の施行に関する規程

制定　平成２４年４月１日　規程第２９号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　改正 令和２年２月１日

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が管理する法人文書（大阪府情報公開条例（平成１１年大阪府条例第３９号）第２条第３項に規定する法人文書をいう。）に関する大阪府情報公開条例の施行については、大阪府情報公開条例施行規則（平成１２年大阪府規則第２２６号）第２条第４項及び第５項並びに第４条第４項第３号ハの規定を除くほか、大阪府知事が管理する行政文書の例による。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年２月１日から施行する。